お問い合わせは『控除証明書相談チャット』または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1.控除証明書相談チャット（24時間対応）

・控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。
・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html）

二次元コード

2.ねんきん加入者ダイヤル

ナビダイヤル **0570-003-004**

050から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）03**-6630-2525

＜受付時間＞
月～金曜日　午前8：30～午後7：00
第2土曜日　午前9：30～午後4：00
＊土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

●ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
●「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
●「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ

・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
・マイナポータルからねんきんネットを利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることができます。
・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）

二次元コード

お知らせは内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）2310 1034 004X

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。
・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。

令和5年内に納付した保険料は令和5年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付した保険料額がある場合は合算して申告してください。(当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等してください。）
・あとから納付した保険料額を反映した控除証明書を再交付することができます。
・領収証書をなくした方や再交付をご希望の方は、『ねんきんネット』から申請すると便利です。

＜電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告＞

1．既にマイナポータルからねんきんネットを利用している方
・令和5年分は、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。

2．マイナポータルからねんきんネットを利用していない方
・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。

※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナポータルからメールが届きます。）
※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html）

二次元コード

ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者 氏名
基礎年金 番号
令和5年中(令和5年1月1日から令和5年10月2日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

（令和５年１０月２日現 在）

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月3日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額（②見込額がある場合に表示）	円

納付状況の内訳

年＼月	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

切り取り線